

障害者雇用支援センター

1 趣旨

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行い、就職が特に困難な障害者の雇用の促進を図る。

2 支援対象者

- 職務遂行能力の程度から、長期間の職業準備訓練が必要な者
- 職業生活面での課題が多く、作業指導とあわせて生活面の指導が相当必要な者 等

3 事業内容

- (1) 職業準備訓練の実施（原則1年、最長2年）
- (2) 就職後の通勤援助、職場定着指導
- (3) 事業所に対する支援対象障害者の雇用管理に係る助言

4 設置箇所数

14センター

（北海道、茨城、埼玉、東京、長野、静岡、愛知、滋賀、大阪、兵庫、広島、福岡、熊本、宮崎）

5 運営費補助

障害者雇用支援センター助成金（運営費の3／4）

6 運営主体

都道府県知事が指定する民法法人

障害者就業・生活支援センター事業について

(1) 趣旨

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。平成14年の障害者雇用促進法改正により創設。

(2) 事業内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

<就業支援>

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 求職活動支援
- 職場定着支援
- 事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

(3) 設置箇所数

18年度 110センター（17年度90センター）

※ 18年度各県の設置状況：5カ所設置・・・1府
4カ所設置・・・2道県
3カ所設置・・・18都府県
2カ所設置・・・17県
1カ所設置・・・9県

(4) 予算措置

雇用（職業安定局）と福祉（障害保健福祉部）の連携事業として実施

- 就業支援（委託費）：1か所当たり約843万円*¹（就業支援担当者2名配置）
- 生活支援（補助金）：1か所当たり約512万円*²（生活支援担当者1名配置）

*¹：平成17年度委託費の平均。17年度予算額790百万円。18年度予定額1,028百万円。

*²：平成17年度の1箇所予算。17年度予算額233百万円。平成18年度以降の補助金については、地域生活支援事業費等補助金の内数となる（国1/2、都道府県1/2）。

(5) 運営主体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法法人等で、都道府県知事が指定した法人。

障害者就業・生活支援センター事業（雇用と福祉の連携）

就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

